

平成20年1月29日
特許庁

「知的財産分野におけるアフリカ支援に関する会議」の開催について

特許庁では、1月28日(月)に「知的財産分野におけるアフリカ支援に関する会議」を外務省及びJICAの協賛のもと開催いたしました。政府として知的財産分野におけるアフリカとの協力についての公式会合を開催するのは今回が初めての機会となります。

特許庁では、国会の承認が得られ次第、平成20年度より新たにWIPO(世界知的所有権機関)への任意拠出金の増額(1.1億円)によりアフリカにおける知的財産人材の育成支援のためのファンドを創設する予定です。本会議では、WIPO関係者に加え、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)及びアフリカ知的財産機関(OAPI)の両長官も招き、アフリカ支援の方向性及び支援ファンドの具体化等について合意がなされました。

1. 知的財産分野におけるアフリカ支援の必要性

平成16年11月に東京で開催されたTICADアジア・アフリカ貿易投資会議において、我が国政府は、日本の支援の可能性がある分野として知的財産権の分野における能力構築支援を挙げているところです。

アフリカ諸国における知的財産制度の確立は、適切な権利保護の下でのイノベーションの促進、独自ブランドの創出等を通じた現地産業の発展や海外資本による研究開発や投資の促進に繋がる環境整備に繋がるものとして、現地経済の自立的発展のための不可欠なインフラとなるものです。また、知的財産インフラの改善により我が国を含む海外からの投資促進、知的財産分野における南北問題の解決等に繋がることも期待されます。

2. アフリカ支援策の開始に向けて

これまで特許庁では、アジア・太平洋地域を中心に途上国における知的財産専門家の育成、機械化支援等を積極的に推進し、またWIPOへの任意拠出金を通じて同地域における知的財産分野の技術支援を行ってきたところです。

特許庁では、こうした途上国での人材育成・技術協力等のノウハウを生かし、平成20年度よりアフリカにおける知的財産人材の育成を行うため、国会の承認が得られ次第、現在アジア・太平洋向けに拠出しているWIPO任意拠出金

を増額し、アフリカ支援のためのファンドを創設する予定です。なお、平成20年度のアフリカ支援のためのファンド増額分は、110万スイスフラン(1.1億円)の予定となっております。

同ファンド事業では、アフリカにおける知的財産を活用した自立的経済発展を促進するため、現地の行政官・経営者・法律専門家等を対象とした人材育成を支援することとしております。具体的には、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)の二機関と連携し、同機関の研修センター等において研修活動(講義・セミナー)を実施する予定です。

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO: African Regional Intellectual Property Organization): 英語圏16ヶ国が加盟。加盟国はボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニヤ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ。またオブザーバー国として14ヶ国が加盟。オブザーバー加盟国は、アンゴラ、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、エリトリア、エチオピア、リベリア、リビア、モーリシャス、ナイジェリア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ及びチュニジア。

アフリカ知的財産機関(OAPI: Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle): フランス語圏16ヶ国が加盟。加盟国はベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド及びトーゴ。

3. 「知的財産分野におけるアフリカ支援に関する会議」概要

(1) 開催日時、場所

平成20年1月28日(月) 15:00~17:15 (特許庁特別会議室)

(2) 会合参加者

ARIPO (アフリカ広域知的財産機関) 長官	Gift H. Sibanda
OAPI (アフリカ知的財産機関) 長官	Paulin Edou Edou
WIPO 執行役部長	高木 善幸
WIPO アフリカ部上級部長	Herman Ntchatcho
特許庁長官	肥塚 雅博
外務省、JICA、駐日アルジェリア大使館、駐日タンザニア大使館	

(3) 会議の結果概要

本会議においては、ARIPO・OAPI両機関、WIPO並びにアフリカ参加諸国は、日本国特許庁によるWIPO任意拠出金を活用したアフリカ支援を歓迎するとともに、ファンドによる知的財産分野における法律・行政・経済

の面での人材育成支援が、アフリカ地域の自立的経済発展に繋がることへの期待が示されました。

また、同ファンド事業の推進にはA R I P O・O A P I両機関が協力することとし、日本国特許庁及びW I P Oは、今後アフリカ各国からの提案を聴取しつつ、両機関を含む関係機関との連携によりファンド事業の具体化を図ることに合意いたしました。検討の結果は、5月28日から30日まで開催されるアフリカ開発会議T I C A D での議論に反映される見通しです。

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部国際課

担当者：大町企画官、吉岡補佐、内山補佐

電 話：03 - 3581 - 1101 (内線 2568)

03 - 3580 - 9827 (直通)